

# ちよなばる

No. 113号

平成29年3月15日発行



# 議会だより



誰でも参加できる町のイベント「てくてく」ウォーク=2月5日開催

## 与那原町議会基本条例特集号 保存版

12月定例会 12月28日開催

第5回 議会報告会	2P
12月定例会総括および補正予算	4P
一般質問	5P~17P

議会広報研修会へ参加	18P
議会基本条例	19P~31P
中学生職場体験	32P

—— どなたでも議会が傍聴できます ——

議会日程お問い合わせ

議会事務局

☎945-5775

# いが！ よなばる」を開催

平成28年12月5日(月)に第5回議会報告会を開催しました(場所:町社会福祉センター、時間:午後7時開始)。今回はタイトルを「ちゃ～ないが！よなばる」とし、大型MICE施設が建設されることで、今後大きな変化が訪れるであろう与那原町の将来について、意見交換する場としての目的も含めての開催としました。

参加者数  
**19人**

参加者数の少なさが  
今後の課題



報告会は2部形式での開催とし、1部にて議会報告、2部にて参加者からの質疑や要望に答える意見交換会としました。1部の議会報告では配布資料(平成27年中の議会開催日数、審議した議案、議員報酬、政務活動費など)に対する質疑のほか、今回初の試みとして、事前に議会に対する意見や要望を受け付けており、それに対する回答を行いました。

※事前受付した意見、要望とそれに対する回答を左ページに記載。

今回の報告会については、事前の周知方法として、全世帯への折込チラシ配布、町ホームページへの掲載、町内電光掲示板3か所への掲載、各区からの放送、議員による広報車での町内回りを行ってきましたが、残念ながら参加者数は19人と過去の報告会と比べても厳しい結果となりました。参加者からも、この点について、住民目線で参加時期、場所などを見直すべきではないか、議会からの情報公開が不足しているのではないか、など厳しい意見もあったことから、今後の課題となりました。



その他の意見として、MICE利用者が訪れる町として、ゴミのポイ捨て問題への対策をどうするのか、今後新たな公共施設を建設する場合において、費用対効果なども含めて総合的に勘案して検討すべきではないかなどの意見が出たほか、議員の町行事に対する出席が芳しくない、もっと町民との交流をもつべきではないか、今の議会はきちんと議会としてのチェック機能を果たしているのかなど議会に対する厳しい意見も出了ました。

# 第5回 議会報告会 「ちや～な

## — 事前受付した意見、要望とそれに対する回答 —

※一部抜粋

**問** 与那原軽便駅舎の利用状況について…開館当時に見込んでいた利用者数を達成するのには厳しい状況に見受けられるが、どのような対策を考えているのか。

**答** 議会から執行部に対しては、維持管理費を限りなく減らすためにも、飲食店形式にしてリピーターを増やす、かつ展示物を見れるような形をとるなどの提案をしてきている。それにより今年度（平成28年度）から町管理ではなく民間事業者による指定管理に変わっているため、今後をしっかり見極めながらも色々な提案をしていきたい。

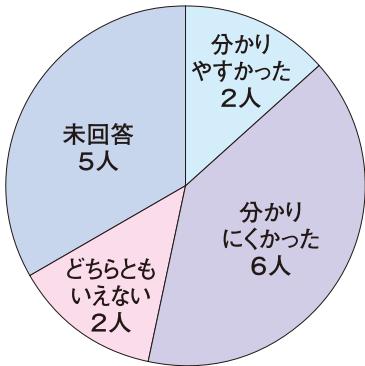
**問** 与那原東小学校裏門の沿岸線は子ども達の登校ルートになっているにも関わらず、事故が起きた場合の保険が認められていない。改善していただきたい。

**答** 沿岸ルートは現在、①漁港側から来た場合に小学校側へ渡る為の横断歩道がないこと、②渡ったとしても対象歩道の一部にガードレールの設置されていない箇所が存在することから安全性の確保が出来ておらず、正式な通学路としての指定がされていないため、保険の対象外となっていることを執行部より確認した。しかし、議会としても子どもたちの安全確保という点では喫緊の課題と考えているため、次年度の予算にどうにか反映できないか、執行部と交渉している。

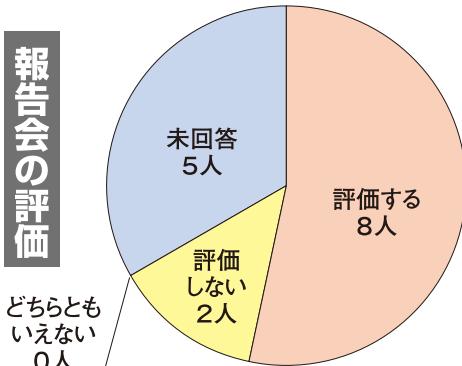
### アンケート集計結果（参加19人中回収15人）

※一部抜粋

#### 報告会の内容



#### 報告会の評価



#### 議会報告会の内容に対する意見

- 記載の内容は良いが、配布資料だけ見て意見を述べてと言われても質問ができない。
- 活発な意見交換をするために、具体的な項目を出していただきたい。
- もっとわかりやすい資料がほしい。
- 事前に内容を知りたかった。

#### 議会報告会へ参加しての感想や意見等

- 住民の参加人数が非常に少ない。
- 配布資料を見て、政務活動費が低いと思ったが、余らせてる議員も多いので、本当に必要な額かどうかを精査するべき。報酬を上げていることも加味して。
- 議員の皆さん頑張って頂いていることは確認できました。今後とも住民との距離を縮める努力をしていただきたい。

## 平成28年 第5回 臨時会（平成28年12月28日開催）

### 議員提出議案第12号

#### 米海兵隊垂直離着陸機MV-22オスプレイ墜落事故に対する意見書

可決

### 議員提出議案第13号

#### 米海兵隊垂直離着陸機MV-22オスプレイ墜落事故に対する抗議決議

米海兵隊垂直離着陸機MV-22オスプレイの名護市安部沖への墜落事故（12月13日）を受け、12月28日に臨時会を開催し、意見書、抗議決議を全会一致で可決しました。決議、意見書の内容として…

- 事故原因の徹底究明と公表
- 事故原因が究明されるまでのオスプレイの飛行の中止
- 過重な米軍基地負担、訓練の見直し
- 日米地位協定の抜本的な見直し

…など内閣総理大臣ら、在日米軍司令官らに求めています。

※抗議決議、意見書の全文を与那原町議会HPに掲載しています。  
(<http://www.town.yonabaru.okinawa.jp/gikai/index.html>)

## —平成28年 第4回 定例会（12月定例会）—

12月定例会は12月6日（火）～12月9日（金）までの4日間で開催しました。議案14件、陳情7件が審議され、陳情1件が継続審査となったのを除き、全て可決（陳情については採択）しました。

※議案については全て全会一致での可決となりました。議案名等については、議会HPをご覧ください。

### 議案第53号

#### 平成28年度与那原町一般会計補正予算 (第4号) 898万円を減額補正

可決

当初予算総額から898万円を減額し、補正後の総額を72億588万3千円としました。歳出の主な事業として、臨時福祉給付金事業が6173万9千円となっています。

##### ●臨時福祉給付金（経済対策分）

制度の概要：

今回の給付金は、消費税率引上げ（8%→10%）が2年半延期されたことを踏まえ、国の経済対策の一環として、平成29年4月から平成31年9月までの2年半分を一括して支給するものです。

延期前	延期後
平成29年4月	平成31年10月予定

支 給 額：対象者1人あたり1万5千円

支給要件：平成28年度分の住民税が課税されていないこと

※課税者の扶養に入っている方、生活保護受給者は除く。



※申請受付は平成29年4月以降を予定しています。申請方法等の詳細については、与那原町役場福祉課（098-945-1525）までお問い合わせください。

# 与那古浜公園の運動場をもっと有効活用すべきでは



**質問** ナイターができるように照明灯の設置、また、フィールドの芝の植え替えなどで夜間でもサッカーやグランドゴルフ等ができる、町民が夜間10時まで利用できる設備にしてはどうか。

**比嘉まちづくり課長**

設置費用や維持管理費用がかかることから今後、公園利用者や地元との意見聴取を行いながら財源確保を含め、検討したい。



与那古浜公園グラウンド

**質問** 現在の東部消防の条例によると、団員は65才までとなつてはいるが、生涯現役の現在では65才

**消防団員の年齢引き上げを検討してみてはどうか**

は早いのでは、70才まで引き上げてもよいのでは。島内で消防団員の年齢制限があるのは、那覇市、沖縄市と東部消防の3カ所となっており、那覇市、東部消防65才、沖縄市70才ということなので、その点も踏まえた上で東部消防のほうには相談したい。

**比嘉生活環境安全課長**

沖縄本



東部消防本部

**質問** 大学生の貧困による休学、退学が社会問題となつてている。また、奨学金が借りられても生活費に困り学費が払えない学生がいるといわれているが、育英資金問題も含め現状把握されているか。  
**岡学校教育課長** 現在のところ昭和62年以降、79名に対し支援を行つてきたが、貸与対象者で生活困窮が原因で退学、休学などをしたケースはないと認識しているところである。

**大学生の貧困問題の本町での現状は**

## 沖縄県内消防団の年齢制限

団体	年齢上限
東部消防組合	65歳
那覇市	65歳
沖縄市	70歳
その他消防組合、市等	年齢制限なし

# 子どもの医療費助成は喫緊の課題

## — 中学生までは早急に —

### 子ども医療費助成制度の拡大状況

平成28年12月現在、県内22市町村が沖縄県の補助基準を超えて助成を行っている。

#### 沖縄県基準

入院:中学卒業まで  
通院:就学前児まで

#### 与那原町

入院:高校卒業まで  
通院:就学前児まで

\*沖縄県の補助基準を超えた分の予算については市町村が独自で負担することとなっている。

**質問**  
伊集子育て支援課長

県内の市町村で医療費助成の拡大をやっているところは、  
童を上回って拡大している市町村  
は22市町村となっている。南風原



町が中学生まで拡大という状況。  
なども国に要請している。早めに将来を担う子どもたちのために中学生までの拡大をするべき。

**質問** 今、全国の知事会や市長会

置づけしている。平成29年4月から小学校卒業まで拡大する。中学生までは鋭意検討していく。

**照屋副町長** 重点施策として位

は平成27年度であつたが大分遅れて29年度の目標になつたが。  
**上原観光商工課長** 現在、M  
I C E を核とした地域産業基盤構築事業の中で町商工会、町内観光関連事業者等の参画を得て、新たな観光資源の掘り起こしをしている。それらの商品化に向けたワークショップに取り組み、今後はそれを活用した観光関連事業を担う組織の立ち上げに向けて検討していく。観光協会設立の予定は平成29年度を目標に取り組む。

**質問** 町観光協会の当初の予定

### 町観光協会の設立の見通しは



南城市観光協会  
(がんじゅう駅)  
(なんじょう内)



▼南風原町観光協会

### 観光協会の抱える全国的な課題

- 予算不足
- 行政からの補助金(助成金等)への依存体質
- 人材不足  
(事務職員、事業のマネジメントができる)  
人材、経営リーダーなどの専門人材
- ノウハウの不足

…など

**古堅町長** この発言で県民が「喜一憂するのではなく、日本人として誇りと自信を持っていくべき。

**意見** 琉球処分によって日本に併合し徹底した皇民化教育、同化政策を強要した。政府から派遣された官使たちはウチナーンチュを「土人」と見なした。「シナ人は中国侵略でつくり出された中国人を別称する言葉である。したがつて、歴史的背景から見ると

**質問** 米軍ヘリパット建設に反対する県民に暴言を吐き県民の怒りを買っているが、この件で町長の所見は。

「土人」「シナ人」発言は日本の支配者層の歴史的植民地主義的差別意識の本質を示している。大阪に住むウチナーンチュが人類館の「土人」が100年の時空を越えて沖縄高江にあらわれたと言つた。実際に言い得て妙である。ウシエーラッテーナランドオーレと肝に铭じたい。

### 大阪府警の機動隊員が沖縄県民に「土人」「シナ人」発言

# 今後の財政計画について問う



質問

国保や下水道事業への繰出金の増加、一括交付金事業等の対応費や事業に伴う維持管理費等、年々厳しい状況が懸念されるが財政健全化計画等の取り組みは。

上原財政課長

今年度財政計画の策定を予定しており、財政検討委員会で、財政の現状、今後の財政の見通し及び課題を取りまとめ、持続可能な財政運営策や財源不足の解消策を検討、実施する。

質問

財源に見合った事業、優先順位も大事ではあるが、この事業がなぜ必要なのか、必要性と経済効果をしっかりと検証し、またこれまで行つた事業についても精査検証しながら次年度の予算編成、財政計画に反映して頂きたい。

質問  
マリンタウン地域の広大なエリアを占めているマリーナ、現状の経済効果は未知数であり、関係機関と連携し町の発展に繋

## マリーナの活用と経済効果について

質問  
マリンタウン地域の広大なエリアを占めているマリーナ、現状の経済効果は未知数であり、関係機関と連携し町の発展に繋

比嘉まちづくり課長  
現在クリー

比嘉まちづくり課長  
現在クリー



新公園「御殿山親水公園」に設置が予定されているヤンバル船

質問

していく対策が必要だと思うが検討されているのか。

比嘉まちづくり課長

マリーナが面している中城湾は北風の影響が少なく、ヨット競技などの冬季合宿や釣り、ダイビングなどの活用が期待されていることや今後「マリンタウンMIC Eエリアまちづくりビジョン」構想に沿つた形の事業を沖縄県と協力し連携していくべきだ。



「ヤンバル船」軽便駅舎に展示できないか

質問  
ヤンバル船から軽便への交通ルートという歴史的な背景があり、観光客を増やす相乗効果があると思うが。

上原觀光商工課長

町民から寄贈されたヤンバル船の設置場所については「憩いの広場」に展示される予定となっている。広場や水路を活用したイベントも予定しているが移設するまでの間、駅舎に展示できるかどうか検討したい。

# 米軍北部訓練場建設、高江の現状と大阪府警機動隊員の差別的発言(土人、シナ人)について町長の見解は!



長の考えは。

**古堅町長** 外交防衛は非常に難しい要素もあると思う。基地問題も含めてお互いを尊重し合うような国と国の関係、沖縄県と日本政府の関係もしっかりと意識を持つて当たれば、必ずどこかで答えを見出せると思う。高江ヘリパッドの件、置かれている状況、地理的にどうしても歴史を振り返っても苦渋の選択をさせられた県民にどう

**質問** 現場となっている東村の高江では、政府によって強硬な工事が進められ、建設に反対する県内外の人たちに、県外からの500人以上の機動隊員を投入、暴力的な弾圧を加えて排除している状況である。地域住民も毎日のようにオスプレイの騒音に悩まされ

子どもたちの生活環境、教育環境にも影響が出ている。政府からは事あるごとに沖縄県民に寄り添い、米軍基地負担軽減に努力するとの聞かされているが、我々県民は戦後70年以上も基地があるゆえの事件、事故等に苦しめられてきている。子や孫たちのためにも沖縄の豊かな自然を守りたいという気持ちが現場での反対行動につながっていると思うが、町

**質問** 「触るなくそ、どこを掴んだるんじや、ぼけ、土人が」と「黙れこら、シナ人」という発言は沖縄県民に対する差別的暴言であり到底許されることではない、町長はどのようなお考えか。

**古堅町長**

土人とか言葉を使う 자체が、時代を逸脱した発言でいちいち喜怒哀楽、踊らされるのでなくともお互いをグローバルな時代に入つて、大きな気持ちで沖縄のすばらしさを発信し、お互い理

解し合つて、解決策を見出す、誠意を持ってしっかりと話し合うことが大事じゃないかと思っている。



高雄展覧館周辺の街並み

**質問**

**古堅町長** MICE建設事業、台湾視察について町長の感想を伺いたい。

**質問** 台北の南港は交通アクセスが非常に恵まれ、鉄道、LRT、バス、車、全ての面でMICE施設に交通の利便性がいい、高雄は与那原の場所と地形的に似通つた所があり有意義な視察だった。

## 台湾のMICE施設 視察で感じたことは



台湾・高雄市のLRT(次世代型路面電車システム)



高雄展覧館(台湾・高尾市)



南港展覧館  
(台湾・台北市)

# 当局執行部に不測の事態が発生した場合、行政指揮権等はどうなるのか？



質問

自治法、与那原町条例例規集に基づいた説明を求める。

城間総務課長

地方自治法第1

52条において首長に事故あるとき、または欠けたときには副町長が、副町長にも事故あるときは町長の職務を代理する職員の序列を定める規則により第1順位、総務課長、第2順位、出納室長、第3順位、住民課長の順で代理することが決められている。

## 防犯カメラの進捗状況は？

質問

安全・安心な与那原町をつくるため、防犯カメラの設置等が急がれると思うがどうなっているのか？



街中に設置されている防犯カメラ（福岡県福岡市博多区）



東京都台東区上野（上野中通り商店街）

質問

気付いたことは、警察とか関係機関との連携が不十分ではないかと感じた。西原町は乗り気じやないと感じているがこの辺はどうなっているのか？

比嘉生活環境安全課長

西原町

としては、防犯対策を目的とした防犯監視カメラの設置は検討していないという回答であった。

古堅町長

これは、全力を挙げて西原町にも積極的に話しかけ、私からも町長同士、重要性を話し合っていく。

## 景観条例の高さ制限等についてどこまで規制するのか？

質問

本員は開発推進の立場である。そして地域によってバランスよく開発していくかなければならないと思つてている。余りに規制が厳しくなると開発の阻害要因になりはしないかという危惧を持っている。見解を求める。

ある。そして地域によってバランスよく開発していくかなければならないと思つてている。余りに規制が厳しくなると開発の阻害要因になりはしないかという危惧を持っている。見解を求める。



景観条例によって統一された町並み（那覇市首里龍潭通り）

## その他質問

比嘉まちづくり課長

与那原町

● 綱曳き資料館、今後どうするのか？  
● 親川拝所広場の拡張改修等は考えているのか？

# 東浜水路沿い柵の補修進捗状況は



な事業なのは分かるが、人命とどちらが大事だと思うか。

**照屋副町長**

看板の移設については、背後の工事とあわせてその

時期にやらなければいけないといふことで、そういう処置になつた

ということはご理解いただきたい。



補修が必要とされる東浜水路沿いの柵

**質問** 補修要望から1年以上たつが、いまだに直つてない。県や町の予算ではなく、なぜ土地開発公社の予算で補修できなかつたのか。

**比嘉まちづくり課長**

今年度は御殿山の看板移設に予算を執行している。その残予算でできる範囲内で今年度は柵についてやる予定になつている。

**質問** 看板移設で約3,

800万の予算の中、看板移設は柵が壊れる前から構想だつたのか。柵が壊れていることにより、事故が起ころうかもしれない。看板移設も大事

**質問** 水路沿いの柵も含め、東浜内の点字ブロックは剥がれていって機能を果たしていない。補修

**質問** 他の議員からも過去に質疑があり、あれから最低でも2年以上経つが、何か進展があつたのか。

**宮平生涯学習振興課長**

これからという形になつておらず、進捗がまだ進んでいない状況。与原公園の拡幅工事に伴う広場等の整備の中で検討の余地があると思う。

**比嘉まちづくり課長**

与原公園の拡張整備については、ワーケシヨップ等による町民の方々の御意見も伺いながら計画に取り入れていきたいと考えている。

**要望** 今現状では、与原原には公式の試合が行える野球場はある。サッカー場はない。与原公園につくつていただきたい。

予定は。

**比嘉まちづくり課長**

来年4月

以降、新たな公社予算で修繕をさせていただきたいと考えている。

## サッカー場建設の進捗は



吉の浦公園ごさまる陸上競技場(中城村)

## その他の質問

● 本町を代表する特産品を扱っている店舗や作成している企業等に認定や推奨を町として行うべきでは。

行政による認定推奨店の例  
(群馬県による地産地消推進店)



# 我々与那原とMICE関連 大丈夫か



質問

ホテル用地に町はどのくらいの影響があるのか。また、どのようなホテルが理想と考えるか。

**石川企画政策課長**

最大限發揮できた。今後県と十分協議しつつ、理想に近いホテルを誘致したい。

質問

来週長崎の「変なホテル」ロボットが107人体ぐらいで、運営しているホテルがあるのを見に行ってみたい。もう一つ外国语対応、人間の力では大変かなと思うが、ロボットという分野が非常に役立つかもしれない。どのようにホテルだったか報告もするが、色々な物にアンテナを張つていただいて理想となるホテルをと思う。



「変なホテル」(長崎県佐世保市)

質問

**古堅町長** 大事な要素だと思う。互いに感じたところはご提案、ご提言いただければと思う。

**コンサルに頼り過ぎでは危険だ!!**

観光について多くの予算が投資されているが、どのくらいになつたのか、今後の予定額は。

**上原観光商工課長** 合計で約1億4千万円、29年度700万円を予定している。



質問

MICEが来るということで、町長も色々な場所でビックチャンスだとお話しをされており、これに関しては異論がない。ただ、コンサルの説明会や勉強会、ほんやりとした誘導になつてい

りやすい、そしてリスクを減らすサポートをしていく行政でないといけない。

**上原観光商工課長**

議員の御忠告、そのとおりだと思う。リスクを負わない方策も検討していく。

質問

建設事業費を抜いた投資的予算はどのくらいあるか。

**上原財政課長**

議員の御忠告、そのとおりだと思う。リスクを負わない方策も検討していく。

**町民は今後の投資予算を知っているのか?**

**提案** 建設事業費と教育、福祉、観光の比率が6対4の投資になるのかな、それを町民にもお知らせして、参加も求めていかなければいけないと思う。

# 子ども医療費無料化早期拡大を



B型肝炎予防接種の具体的な取り組みとその対象者は何人か伺う。

**新垣健康保険課長** 平成28年4月から10月までに生まれた16人、年度末の来年3月までには合計で300人前後になると想定している。平成28年4月から7月生まれの84人は3回目の

**質問** 本町は現在通院が6歳未満までとなつてゐる。中学校卒業まで子育て支援の一環として、拡

接種がぎりぎりで行政措置として平成29年7月末まで公費負担で接種可能としている。

卷之三

## 質問 1歳を過ぎると任意接種

## **照屋副町長**

平成29年4月から  
拡大に向けて実施する方向で考  
えているが、小学校卒業までや  
るのか、中学校まで一気にいくの  
かは今しばらく時間を頂きたい。

**質問** 1歳を過ぎると任意接種となり全額負担となる。3歳児までの感染がキャリア化に陥りやすいことから、防ぐために1歳児から3歳児まで、助成の拡大

**質問** いい方向で精査してきるだけ子育て支援、保護者の皆さんに喜ばれるような拡大を望んでいるので頑張つて頂きたい。

## B型肝炎ワクチン 定期接種拡大は

## 質問 平成28年10月より始まる



早めの接種で持続感染予防を…

**照屋副町長** 3歳児までではな  
くて1歳、2歳というような段  
階の予算の組み方も可能だと思  
うので十分検討したい。

**新垣健康保険課長** 次年度対  
象年齢を3歳児まで引き上げた  
場合に最大で800万円程度、  
町単独予算が必要になる。町長  
及び財政課と十分協議をしてい  
きたい。

**照屋副町長** 3歳児までではなくて1歳、2歳というような段階の予算の組み方も可能だと思うので十分検討したい。

**比嘉まちづくり課長**　現在優遇世帯への対応を伺う。

**質問** 町営住宅の入居状態、障がい者世帯、高齢者世帯、多子世帯への対応を伺う。

16、高齢者世帯36、多子世帯が  
20、生活保護世帯11母子世帯6、  
一般世帯19となつてゐる。

## 町営住宅入居状況は



町営住宅入居1人でも多くの入居者対応を(写真=江口団地)

与那原町 議会だより（平成29年3月）

# MICE事業に対し、町の直接的負担はあるのか？



石川企画政策課長

MICE本  
体についての町の持ち出しは基本  
的でないが、上下水道工事とか、  
マスターープラン等々の与那原町の  
上位計画を変更する場合においては  
若干の委託費や将来マリン  
タウンベイサイドビスタが町主体  
か県主体かによって土地の購入や  
整備等の事業費が出てくる可能  
性がある。

質問

ゆめなり橋からの開通道  
路と与那原糸満線の開通も考え  
ないといけないが、県の主体か町  
の主体かによっても持ち出しが変  
わるがどのような状況か。

石川企画政策課長

与那原糸満

質問 町の直接的な予算について伺う。

石川企画政策課長 MICE本  
体についての町の持ち出しは基本  
的でないが、上下水道工事とか、  
マスターープラン等々の与那原町の  
上位計画を変更する場合においては  
若干の委託費や将来マリン  
タウンベイサイドビスタが町主体  
か県主体かによって土地の購入や  
整備等の事業費が出てくる可能  
性がある。



質問 東浜から国道  
329号バイパス、こ  
れは以前にB／Cの  
関係で工事が差し止  
められたことがある。



町道幹線1号線(ゆめなり橋から国道向け)



県道糸満与那原線(東浜橋から国道向け)

線の延伸についても、(仮称)ゆめ  
なり線「南風原与那原線」につい  
ても県道の延伸新設  
という形になるので、  
当然のことながら県  
が主体となつてやろう  
かと思う。

当初の計画ではそこは立体交差  
点で計画をされていた、工事が中  
止になつたころはMICE誘致  
がまだ決定されておらず、現在と  
は状況が異なることから、現在の  
平面タッチをもう一度立体交差  
型の道路にするよう要請すべき  
では。

照屋副町長

まさに議員の言う  
とおりだと思う。当時中止となつ  
ていた事業を立体から平面タッチ  
の交差点にすることによりB／  
Cがクリアでき事業を再開した  
経過がある。大型MICEが決  
まった現在、やはり立体の方が車  
の流れはスマートになるかと思  
う。その点我々も重々承知をして  
いるのでぜひ立体にすべきだと思  
つてはいる。ただ2020年への供  
用開始に向けて、そのことをひた  
すら我々が主張することによつて  
バイパス工事そのものが遅れは  
ならないと思ってるので、その辺  
も勘案しながら今後、立体にすべ  
きという要請も含めしっかりと議論  
をしていく。

古堅町長

この件についてははつ  
かりしたタイミングを見て地域の  
アクションをお越し、要請してい  
くことも大事かと思う。

# 一括交付金活用について問う



## 一括交付金について

### ● 一括交付金（沖縄振興特別推進市町村交付金）とは

沖縄の振興に資する、沖縄の特殊性に基づく事業を市町村がそれぞれの実情に即した効果的な事業を実施することができる交付金として、平成24年度に創設された。

### ● 交付年度

平成24年度～平成33年度までの10年間で交付されることとなっており、平成28年度現在は5年目にあたる。

### ● 与那原町の事業例

- ・与那原町観光施設建設
- ・軽便与那原駅舎展示資料館建設
- ・町内小学校への書画カメラ・電子黒板導入
- ・町内の防犯灯、街路灯をLED化する工事
- …など



草刈り後の町道（写真は板良敷沿岸線）

石川企画財政課長

平成24年か

ら一括交付金が始まっているので今年度で5年目を迎える。これまでできなかつた補助事業が実施できるようになり大きな成果をもたらしている。一括交付金の今後の活用予定については事業の内容

**質問** 沖縄県内の行政を預かる皆さん方には大変使い勝手の良い予算であるが、残り期間の活用方法、予定はどう考えているか。

の検討や審査、検証について精査を行い関係各課への聞き取り調査、事業の開拓、他市町村の事業で参考になる事業も再確認しながら残り5年の活用法について展開していきたいと思う。

## 町道の雑草管理の状況は

**質問** 町内対象箇所はどのくらいあるのか、整備と刈り取りの周期は、通学路やウォーキング地域等、優先順位はあるのか。

**比嘉まちづくり課長** 町内の草刈り対象箇所は223カ所、総延長で4万6566メートルあり、それ以外に農道、里道、水路などが対象となっている。優先順位としては日常生活に支障が大きい箇所や通学路、町民の方から草刈りの依頼があった場所も優先的に行っている。また、雑草繁茂の

**比嘉まちづくり課長** 町内の道路、隅切り設置工事が必要な箇所の実態調査は行っていないが現在、上与那原区から隅切り工事の依頼があつたため、地権者と協議を行っているところである。今後、大きな物件保証が発生せず安価な工事費用で効果が發揮できる箇所から隅切り設置工事を行いたいと考えている。

見落としにおける苦情があつた場合についても早急に対応を行っている状況である。

## 重要な隅切り道路 行政について問う

**質問** 高齢化の時代になると老人ばかりの住宅世帯が増えてくる。増えてくるということは、事件、事故、火災等、いろんな意味で弊害も出てくる。我が町の道路事情、直角道路が多く救急車、消防車が曲がろうにも曲がれない状況が多くあり安心、安全な町、住みよいまちという観点から隅切りなど修正をしていく行政の義務があると思うが。

# 与原区生活道の整備について再度問う



質問 平成28年度3月議会で取り上げた私道整備の件はどうなっているか。

**比嘉まちづくり課長**

1カ所は整備済、議が整えば工事したい、あとの2カ所は未定である。公園内の駐

車場の件は有料化等の検討もしており時間をもらいたい。

**質問** 住環境の整備は住民の長年の要望である。駐車場はまずは開放して判断すべきだ。  
**比嘉まちづくり課長** 提案を前向きに検討したい。



舗装前の私道



舗装後の私道

## 平成30年度国保制度改正について伺う

質問 国の国保事業が市町村から県に移管される、対応しているか。

**新垣健康保険課長** 事業手続き

はこれまで通り市町村であり、懸念されるのが税金、納付金と思われる。税金の試算は来年1月以降の予定である。

**質問** 一般会計からの繰り入れ、各県への国からの融資はどうなるのか。

**新垣健康保険課長** 現時点では繰り入れは可能と聞いており影響はないと思う。1,700億円の

国から交付約束が厳しい話があり、約束が違うと声を上げている。

費も問題ではないか。

**古堅町長**

炉の件では人口増等の備えであり理解願いたい。振興費については、余計な金ではないと確信しております。施設を受け入れる豊見城市に感謝すべきと思っております。

## 平成30年度からの国民健康保険制度改革の概要

	市町村	都道府県
財政運営	国保事業費納付金を都道府県に納付	都道府県による運営
保険料の算定	都道府県が示した標準保険料率等を参考に保険料率を決定	標準的な算定方法等により、市町村ごとの標準保険料率を算定・公表
各種手続き(税の収納、保険給付、資格管理)	これまで通り市町村にて行う	国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進
保健事業	これまで通り市町村にて行う	必要に応じて市町村へ助言、支援

## 南斎場の現状を問う

質問 南斎場の稼働から一年余りになるが、実情報告を。

**新里農林水産課長** 総事業費は

約23億2千万円、炉は6基あり1基は予備、火葬は一日約8件、他に振興費が約6億5千500万円で豊見城市が50%余りを2市3町で負担し、主に道路整備となつてある。

**質問** 初の計画では4基稼働し2基は予備と説明している、実際は8基の構えである。又振興

## 清掃組合について伺う

質問 東部、島尻、糸豊の3清掃施設組合を統廃合する動きがある中で南部市町村行政組合で基本計画が680万円で発注されている、各市町村議会で議決されなく逸脱ではないか。又、議会に説明がない件に関し、町長は議長が参加しているからと主張している、議会軽視である。

**照屋副町長** 南部市町村行政組合も公共団体であり予算是可決できる。議会説明への遅れは反省点である。

# 子ども医療費現金を持たずに診療を



**質問** たとえば子どもが深夜に発熱したり体調に異変を感じたりした時、現金を持ち合わせてない事があるという話を耳にする。それで病院にすぐに連れて行けず病気が悪化するという。それを無くすために現物給付制度がある。南風原町が実施したが、本町はどうのように考えているか？

**伊集子育て支援課長** 保護者に

はじめに、鷹の目、虫の目という言葉をご存知でしょうか？虫の目は、深く追及すること。虫の目を考えてみると、お互いに話は進むと思います。それでは一般質問に入ります。

鷹の目は空から幅広く見渡すこと。政治でも何でも、鷹の目、虫の目は、深く追及すること。

させていただくと、その場合、国からの国庫負担が減額されるので、財政運用上、大きな障害となると考えている。国の動向もみながら導入できたらと考えている。

## 子ども医療費助成の現物給付制度とは？

現物給付制度とは、医療機関等を受診する場合に、保険診療の自己負担分・入院時食事療養費の窓口払いが不要になる制度のこと。立て替えが不要となることから、利用者の利便性が高まるのが利点である。

診察時に保護者がいったん医療費を立て替え、後日、申請により助成される制度が償還払い制度である。立て替えが困難な保護者がいた場合、結果的に診察を控えてしまい子どもが重病化する恐れがある。

**宮城福祉課長** 与那原町は法律でいうか、ガイドラインの中のA、B、Cすべてを備えている。Aが通所型、Bが住民主体によるボランティアの小さなデイサービスセンターみたいなもの、Cが、観光交流施設の器具を使い集中的に機能回復していくというプログラムを直営でやっている。通われる方々も増えてきている。

**質問** 法改正によつて見直された

地域支援事業のA、B、Cをやつているのは県内では与那原町だけである。しかもそこに通う人たちも増えてきている。おそらく全国的にも少ないはずである。この事はもっと世間に広めるべきである。そうすると政策観光というか、日本全国から与那原町へ視察に来る。そうすると町の経済も潤う事になるのではないかと願う。

**質問** 2025年問題（少子高齢化）にむけて、介護の負担がさらに増えてくる中、国は平成26年、介護保険法改正によって地域支援事業が見直された。そこで本町の地域支援事業の成果は？

## 介護予防日常生活支援総合事業の成果は

### 与那原町が実施している介護予防事業の一部

※介護予防日常生活支援総合事業のみ掲載

	通所型サービスA	通所型サービスB	通所型サービスC
サービス提供者	事業所 ※町より委託	住民ボランティア 主体	町による直接実施
サービス内容	認知症のためのプログラムを実施	体操、運動等の活動など、自主的な集いの場として、高齢者憩いの場「あかばな～」社会福祉センターにて実施	生活機能を改善する為の運動器の機能向上のためのプログラムとして、パワーリハビリ教室等を観光交流施設にて実施

※サービスの詳細については、与那原町役場 福祉課（945-1525）へお問い合わせください。

**比嘉まちづくり課長** 前年度の10月下旬ごろ本要望をし、それから前年度の3月末ごろに新しい単価好評、同じく3月末ごろに交付申請、交付決定が4月から5月頃である。船谷議員のご提案のあつた今システムの単価部分を手動入力すればと言うこともやつて、1ヶ月の工事入札を早めるこ

# 大型MICE施設誘致に向けて、受け入れ体制は万全か



**質問** 道路網の整備について現状はどうなっているか。

**比嘉まちづくり課長** 国道32号与那原バイパスの平成30年度暫定供用開始を目標に進めている。県道は、糸満与那原線バイパス（仮称）と南風原与那原線バイパス（仮称）の整備を沖縄県へ要請している。町道整備は既成市街地とマリンタウン地区をつなぐ、港東浜線車道橋、与原東浜線人道橋を整備する。

**質問** ソフト事業、特に医療体制、防犯等の現状は大丈夫か。

**比嘉生活環境安全課長** 大型MICE施設に向けたまちづくり検討会議を立ち上げ、今後の懸案、検討対策事項を項目ごとに振り分けおおまかな方向性を定めています。

め、各課へ下ろし検討していく予定である。

## 経済の国際化を目指す

**質問** マリンタウン地区を国際経済特区に指定してはどうか！

**古堅町長** 地域の構想計画、将来に向けて具体的にどういう積算根拠とか、まちづくり計画を持っているか、その辺が非常に重要で多機能型と、何でもできるような提案を申し上げて、県も経済界も非常に評価していただいて、今そういう方向に向かっている。

**質問** マリンタウン地区を国際経済特区に指定してはどうか！

非常に評価していただけて、今そろは、伊平屋村、渡嘉敷村、伊是名村が環境税という形で、環境保全に努めるために税を課しているケース。与那原町に適した新たな収入というところを実際に、模索していく考えである。

## 本町の観光振興について聞く

**質問** 誘客への具体的取り組みは考えているか。

**上原観光商工課長** テレビ番組

での軽便駅舎特集や本町の飲食店を取材した夜のまち歩きの特集の放送、与那原大綱曳まつりや、ちゃんぶるー軽便市、駅マルシェのテレビやラジオCMの放送を使って町外の皆様へ広くPRを行なう誘客に繋げている。

## 本町の観光を活性化し、お金の入る仕組みを考えはどうか

**質問** 観光客、特に外国人等が、MICE施設を利用する場合、固定資産税の超過課税は考えられないか。

**仲里税務課長** 超過課税ということではあるが、その課税の方法には目的税というものもある、現在、伊平屋村、渡嘉敷村、伊是名村が環境税という形で、環境保全に努めるために税を課しているケース。与那原町に適した新たな収入というところを実際に、模索していく考えである。

### 経済特区とは？

経済が発展するために税制や規制など、法的または行政的に特別な決まりが設けられた一定の地域のこと。県内では法人税課税所得の40%控除などの税や閑税の優遇制度が活用できる「国際物流拠点産業集積地域うるま・沖縄地区」が存在する。

### 超過課税とは？

地方団体が標準税率※を超える税率を条例で定めて課税すること。

※地方公共団体が地方税を課税する際に、通常用いこととされる税率

### 法定外税とは？

地方税法に定めた税目以外の税源を対象に地方団体が創設する税

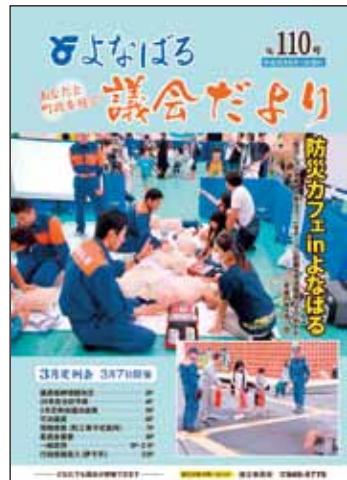
経済特区として指定を受けているうるま・沖縄地区



環境協力税の領収書  
(伊是名村)

### 沖縄県内における法定外税の導入状況

団体名	伊是名村	伊平屋村	渡嘉敷村
税目名		環境協力税	
課税対象行為		村への入域	
税収の使途	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用		
税率	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用	1回の入域につき100円(障害者、中学生以下は課税免除)	
施行年月日	平成17年4月25日	平成20年7月1日	平成23年4月1日



## 前回の指摘事項を活かし、高い評価を得る！

平成28年11月17日(木)に議会広報常任委員会にて議会広報研修会(沖縄県町村議会議長会主催)へ参加しました。

昨年に引き続き参加した今回の研修においても、講師の越路真一郎氏(熊本大学客員教授)による各町村議会広報誌への議会広報クリニック(評価及びアドバイス)が行われました。今回本町議会からは議会だより110号(平成28年6月号)が対象となりました。

今回の研修は「討論型」という初の試みで行われました。具体的には、クリニックを受ける町村の議員が会場前方へ着席し、向かい合って着席した他の町村議会議員から質問の受け答えをするという形です。参加した議員は、今までとは異なる方式での進行にとまどいを感じながらも、議会広報を良くするため活発に意見交換を行いました。



質問に答える本町議会議員

### 前回の指摘事項

- 一般質問での「です、ます」は「である、だ」に統一する。
- ひとつの記事に写真を複数枚使用する場合、構図が似通っていないか注意する。
- 一般質問では見出しの使い方に注意する。見出しをそのまま質問文として使用すると、読み手に伝わりにくい。

### 今回の評価

- 記事のいずれも議案や項目の単なる列記に終わらず、その内容をかみくだいて説明し、写真などを加えている点が評価できる。
- 一般質問の見出しに大小のメリハリがある。主見出しがシンプル。各ページに他町村との比較を示す表などが示されており、大局的な視点を感じる。

### 講師より

### 今回の指摘事項

- 議会だよりに掲載されている内容が発行されるのが3か月後(3月定例会の内容を6月号として発行)となっており、このズレが課題の一つである。編集作業を早めるとともに、3ヵ月後でも通用する内容を心がける必要がある。
- 表紙の写真は何に焦点を当てるかの狙いがあいまいで、やや散漫。

### ◎ 研修を終えて…

前回の研修での指摘事項を活かして発行作業に取り組んできた結果、講師より高い評価を受けることができました。しかし、また新たな指摘を受け、まだまだ改良の余地があることを感じました。町民に読まれる議会だよりを目指し、より一層努力を重ねてまいります。

(広報委員一同)



与那原町の町魚  
「ヨナバルマジク」

# 与那原町議会基本条例

逐条解説付き

第6章 政務活動費	25 P
第7章 議会・議会事務局の体制整備	26 P
第8章 議員の身分・待遇、政治倫理	28 P
第9章 最高規範性及び見直しの手続き	29 P
用語解説	30 P
町議会の役割と仕組み	31 P

議会基本条例5つのポイント／前文	20 P
第1章 目的	21 P
第2章 議会と議員の活動原則	21 P
第3章 町民と議会の関係	21 P
第4章 町長と議会の関係	22 P
第5章 自由討議の拡大	23 P

## 議会基本条例ができるまで

与那原町議会では、本条例を策定するにあたり、平成22年3月に「与那原町議会活性化特別委員会」を設置し、議会活性化の取り組みの一環として調査・研究を重ねてまいりました。その間には議会報告会、一般会議など与那原町議会としては初の試みを行うなど、着実に議会改革を進めてきました。そして、それらを踏まえてさらに調査・研究を重ねた結果、平成25年2月の町議会臨時会において、与那原町議会基本条例を提案、全会一致により可決しました。可決後、平成25年4月1日より施行開始、現在に至ります。



# 議会基本条例 5つのポイント

## 1 議会報告会の開催(第4条関係)

年1回以上、議会活動の報告を行います!



## 2 執行部の反問権(第5条関係)

議員からの質問に対して、論点・争点をより明確にするため、反問権を持たせます!

※反問権とは…議員の質問に対して執行部から逆質問をすることのできる権利

## 3 町の重要な計画を議決事項とします(第8条関係)

総合計画、都市計画マスターplan等は町の重要な計画であるため、議決対象とします!

## 4 議員間の自由討議を行います(第9条関係)

議員同士の活発な議論により町政の課題を明確化し、政策提言へ結びつけます!

## 5 一般会議の設置

様々な行政課題に迅速かつ適切に対応するため、町民と議員との情報および意見交換の場を持ちます!

※一般会議とは…町民と議員が町政全般にわたって自由に情報および意見を交換することのできる場

## 前文

与那原町は、昭和24年(1949年)4月に旧大里村(現南城市)から分離・独立し、5月には町議会が開設された。先人たちの苦難の中から創造した与那原町は伝統と町民のまちを愛する誇りに支えられて、進取の気風に根差した自治の気概が存在する町である。

与那原町議会は町長と同様に町民から直接選挙で選ばれた与那原町を代表する機関である。

議会と町長は、ともに町民の信託を受けて活動し、議会は多人数による合議制の機関として、また、町長は独任制の機関として、対等な代表機関として存在する。この二つの代表は互いに異なる特性を持ち、その特性を活かして競争し、協力する緊張関係に立って与那原町として最良の意思決定を導くことが双方の役割と責務である。

議会は、その権能を發揮し、町民の代表機関として、町民の積極的な地域活動を尊重し、町の発展と町民福祉の向上のためにその使命を果たすべく、役割と責務は地方分権時代の今日ますます大きくなっている。

議会は、自治体事務の立案、決定、執行、評価において自由かつ達な議論を通して論点、争点を明らかにして広く町民に公開することが議会に課せられた使命である。

このような使命を達成するために本条例を制定する。我々は、地方自治法が定める規定を遵守し、積極的な情報公開、政策活動への町民参加の推進、町長等行政機関との持続的な緊張関係の保持、議員の自己研鑽と資質の向上、公正性と透明性の確保について、この条例に独自の議会運営ルールを策定し、町民と歩む協働型議会を目指したいと思う。



前文では、議会基本条例制定の趣旨や条例の意義について定めています。まず本町の歴史、成り立ちについて触れ、それを踏まえて今後議会が果たすべき使命がどのようなものなのかを述べています。そしてその使命を果たすために本条例の制定を宣言しています。

# 第1章 目的

## (目的)

### 第1条

- この条例は、今日の地方分権と自治の進展を踏まえて、町民と共に歩む議会としての、議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な議会運営の基本的事項を定めることによって、町民参加を基本とする開かれた議会を実現し、与那原町にふさわしい豊かなまちづくりに力を尽くすことを目的とする。



- 議会運営の基本事項とは、町民に身近で信頼され、町政の情報を広く公開し、地方自治法の本旨である住民と共に歩むかっ達な議会を目指すことを規定しています。

# 第2章 議会と議員の活動原則

## (議会の活動原則)

### 第2条

- 議会は、民主主義を基本とする町民の代表機関であることを常に自覚し、公正性・透明性・信頼性を重視し、町民に開かれた議会及び町民参加を推進する議会を目指して活動する。
- 議会は、議会が議員、町長、町民等がまちづくり等の自由な討論の場であることを認識し、その実現のために、議会運営について協議調整し、その役割を果たさなければならない。
- 議長は、町民の傍聴に関し、議案の審議に用いる資料等を提供するなど、町民の傍聴の意欲を高める議会運営に努める。
- 議長は、会議を休憩する場合には、その理由及び再開の時刻を宣告するよう努めるものとする。



- 議会が町民の代表機関であることを自覚し、常に住民に開かれた議会を推進することを規定しています。
- 議会が言論の府であり、自由な討論の場であるとの認識に立ち、町民に分かりやすい議会運営するために、継続的に協議調整することを規定しています。
- 傍聴者に議案資料等を提供し、適切な情報提供、情報の共有を図り、町民の傍聴意欲を高める措置を講じることを規定しています。
- 議長が、会議を休憩する場合には理由や再開時刻を傍聴者に説明し、自律的で規律ある議会運営をするよう規定しています。

## (議員活動の原則)

### 第3条

- 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議の推進を重んじなければならない。
- 議員は、町政の課題全般について、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めるとともに、町民の意見を的確に把握し、町民の選良にふさわしい活動をするものとする。
- 議員は、個別的な事業だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。



- 議会制度において、最も重要な要素であり、多様な住民意思を反映し政策水準を高めるため、議員相互間の自由討議を推進することを規定しています。
- 議員が、町政における課題全般について多様な住民の意見を把握するとともに、議員としての資質向上等に努め、選挙で選ばれた議員としてふさわしい活動をすることを規定しています。
- 議員は、地域などの個別事案だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動することを規定しています。

## 第3章 町民と議会の関係

### (町民参加及び町民との連携)

#### 第4条

1. 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。
2. 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び全員協議会を原則公開するとともに、議会主催の一般会議を設置するなど、町民が議会の活動に参加できるような措置を講じるものとする。
3. 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会及び全員協議会の運営にあたり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、町民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。
4. 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置付けるとともに、その審議において、これら提案者の意見を聞く機会を設けるものとする。
5. 議会は、町民、町民団体、NPO等との意見交換の場を多様に設けて議会及び議員の調査能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。
6. 議会は、議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。
7. 議会は、前各項の規定に関する実効性を高める方策として、全議員の出席のもとに町民に対する議会報告会を少なくとも年1回開催して、議会の説明責任を果たすとともに、町民の意見を聴取して議会運営の改善を図るものとする。



#### 解説

1. 議会の果たすべき重要な責任として情報の公開の徹底と、町民に対する説明責任の履行を規定しています。
2. 常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び全員協議会の原則公開と、町民の希望に柔軟に対応するため、議会と住民がいつでも意見交換することができる一般会議を設置して町民参加の機会を設けることを規定しています。
3. 法律に基づく参考人制度や公聴人制度を活用し、町民の意見・識見を十分に聴取して、自由討議に反映させ、政策水準の向上を目指すことを規定しています。
4. 請願及び陳情は、旧来の議会へのお願いという位置づけを、分権社会にふさわしい政策提案という位置づけに変え、提案者の意見を聞く機会を設けることを規定しています。
5. 多様な住民意思・意見を聴取し、そこから発生する町政上の課題を解決するための能力を強化し、政策提案の拡大を図ることを規定しています。
6. 選挙における議員に対する町民の評価が的確になれるよう、議案に対する各議員の賛否を議会広報等で公表することを規定しています。
7. 議会として説明責任を果たし、さらに多様な住民意思・意見を聴取する場として、議員全員による議会報告会を年1回以上開催することを規定しています。

#### 議会報告会これまでの開催経過

開催日	回 数	開催内容及び参加人数
H23. 3.29	第1回	2会場に分かれて報告及び意見交換
H24. 4. 3	第2回	2会場に分かれて報告及び意見交換
H26. 6.10	第3回	1会場にて報告及び意見交換会(60名参加)
H27. 6.30	第4回	1会場にて報告及び意見交換会(46名参加)
H28.12. 5	第5回	1会場にて報告及び意見交換会(19名参加)

## 第4章 町長と議会の関係

### (町長等と議会及び議員の関係)

#### 第5条

1. 議会の本会議における議員と町長及び執行機関の職員(以下「町長等」という。)の質疑応答は、広く町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。
2. 議長から本会議及び常任委員会、特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。



#### 解説

1. 本会議における一括質問・一括答弁は、町政上の論点・争点があいまいになるおそれがあり、これを明確にしていくために、一般質問は一問一答方式で行うことを規定しています。
2. 町長ほか町の職員は、議長の許可により議員の質問に対して、論点・争点を明確にするため逆質問することができることを規定しています。

#### 一般質問とは

町政全般について町の施策や方針、考え方などを問うのが一般質問です。また、本町では、効率的な議会運営を目的に、質問する議員があらかじめ議長に質問の趣旨などを知らせる「通告制」を採用しています。

一般質問は、もっとも華やかで意義のある発言の場であり、また、町民からも大きな関心をもたれる大事な議員活動の場であります。具体的にどのようなものがあるかというと、

#### 例ええば…

- 町の待機児童問題を解決するための施策について問う
  - 観光客を誘致する為の施策について問う
  - 野良猫の糞尿による環境悪化の対策を問う
- など多岐にわたって質問が行われます。また、一般質問については、議員からの質問に対して論点・争点をより明確にするため、執行部に反問権を持たせています。

### (町長による政策等の形成過程の説明)

#### 第6条

1. 町長は、議会に計画、政策、施策、事業等(以下「政策等」という。)を提案するときは、政策等の水準を高めるため、次に掲げる政策等の決定過程を説明するよう努めなければならない。
  - (1)政策等の発生源
  - (2)検討した他の政策案等の内容
  - (3)他の自治体の類似する政策との比較検討
  - (4)総合計画における根拠又は位置づけ
  - (5)関係ある法令及び条例等
  - (6)政策等の実施にかかる財源措置
  - (7)将来にわたる政策等のコスト計算
2. 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、それらの政策等の水準を高める観点から、立案、執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。



1. 町長は、政策水準が高まるような議論が行われるよう政策等の決定(提案に至る)過程を明らかにし、7項目にわたる情報の提供をすることを規定しています。
2. 議会は、町長から提供された情報をもとに論点、争点を明確にし、政策等執行後の評価に役立つような審議に努めることを規定しています。

# 第4章 町長と議会の関係

## (予算・決算における政策説明資料の作成)

### 第7条

1. 町長は、予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料を作成するよう努めるものとする。



1. 町長は、予算案や決算を議会へ付議するに当たっては、前条同様に町民の代表である議員が審議を深められるようわかりやすい説明資料を作成するように規定しています。

## (法律第96条第2項の議決事項)

### 第8条

1. 法律第96条第2項の議会の議決事項については、代表機関である議会が、町政における重要な計画等の決定に参画する観点と同じく代表機関である町長の政策執行上の必要性を比較考慮の上、次のとおり定めるものとする。

- (1) 与那原町総合計画
- (2) 与那原町都市計画マスターplan
- (3) 与那原町高齢者保健福祉計画
- (4) 与那原町子ども・子育て支援事業計画



1. 法律では、議決事項の制限と議会独自の範囲拡大の保障が明記されており、町政全体において重要な計画等に関して、決定に参画の機会の確保と執行上の議決の必要性を比較、検討し、4項目を新たに議決事項として追加することを規定しています。

### 各計画の概要

#### 与那原町総合計画



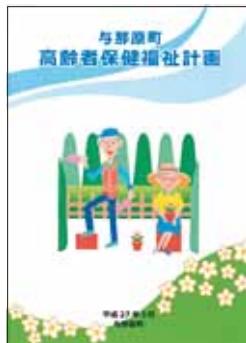
与那原町のまちづくりの最も上位に位置づけられる計画で、町の将来像を描くものであり、その分野は教育・福祉、生活環境、産業など多岐にわたります。

#### 与那原町都市計画マスターplan



都市形成の基本的な方針や地域のまちづくり方針を定めることで、各地域が連携し魅力ある都市を形成することを目的に策定されており、20年後の『都市将来像』とその将来像の実現に向けた『都市計画の指針』を具体的に示しています。

#### 与那原町高齢者保健福祉計画



高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくりやそのために必要な取り組みを整理し、本町において実施するべき施策を取りまとめるものです。

#### 与那原町子ども・子育て支援事業計画



幼児期の教育や保育、学童期の児童の放課後の過ごし方、子育て支援などに関するニーズの把握を行い、「質の高い幼児期の教育・保育の提供」、「地域における子育て支援の充実」などの適切なサービスの提供を図るとともに、次世代育成支援の推進のために策定したものです。

## 第5章 自由討議の拡大

### (自由討議による合意形成)

#### 第9条

- 議長は、議会が議員による討論の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を中心とした運営に努めるものとする。
- 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等において、議案審議等の結論を出す場合にあっては、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるものとする。
- 議員は、自由かつ達な討議を経て、政策、条例、意見等の議案を積極的に提出するよう努めるものとする。



#### 解説

- 議長は、議会が討論の場であることを認識し、議員相互間の自由討議を中心とした運営を努めることを規定しています。
- 議会は、それぞれの会議における議案審議の結論を出すに当たっては、議員相互間の自由討議によって多様な意見を出し合った上で合意形成に努めることを規定しています。
- 議員は、自由かつ達な討議を経て、自らも積極的に議案の提出を行う努力をすることを規定しています。

## 第6章 政務活動費

### (政務活動費の交付、公開、報告)

#### 第10条

- 政務活動費は、議員による政策研究、政策提言等が確実に実行されるよう、別に定める与那原町議会政務活動費の交付に関する条例(平成25年条例第2号)に基づき議員個人に対して交付するものとする。
- 政務活動費の交付を受けた議員は、公正性、透明性等の観点に加え、その支出根拠が議会の議決事項である予算に依拠することから、町民等から疑義が生じないよう、議長に対して証票類を添付した報告書を提出するとともに、1年に1回以上、政務活動費による活動状況を町民に報告しなければならない。



#### 解説

- 政務活動費は、議員の政策の調査・研究が確実に行われ政策提言に繋がるよう条例に基づき、議員個人に交付することを規定しています。
- 政務活動費の使途に関する公正性、透明性を確保するため、議長に対し証票類を添付した収支報告を義務付けし、1年に1回以上、その活動状況を議会広報などで町民に報告することを規定しています。

#### 与那原町議会の政務活動費

政務活動費は、地方議会の議員が行う調査研究その他の活動に必要な経費の一部として支給される費用のことと、議員報酬とは別に支給されます。

与那原町議会では月5,000円(年換算60,000円)を支給額としています。使途として、「調査研究費」、「研修費」、「広報・広聴費」、「要請陳情等活動費」、「会議費」、「資料作成費」、「資料購入費」、「事務



所費」、「事務費」、「人件費」があります。

なお、議員は政務活動費を使ってどのような活動を行っているかを1年に1回「収支報告書」として議会事務局へ提出する義務があります。「収支報告書」については、町民であればどなたでも閲覧することができます。

詳しくは、与那原町議会HPをご覧いただかうか議会事務局までお問い合わせください。

## 第7章 議会・議会事務局の体制

### (一般会議の設置)

#### 第11条

- 議会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、委員会等の制約をこえて、町政全般にわたって、議員と町民が自由に情報及び意見を交換する一般会議を設置するものとする。



- 守備範囲が定められている常任委員会や特別委員会だけでは対処することのできない諸課題に対し、一般会議を設置して議員と町民が自由に意見交換することを規定しています。

#### 一般会議の目的

一般会議は、議会への町民参加の機会を設けるとともに、多様な町民の意思・意見を聞き取りし、そこから発生する町政上の課題に対応するための政策提案の拡大を図ることを目的としています。



一般会議のようす

#### 一般会議のご案内

本議会では、町民の皆さんとの希望に柔軟に対応するために、議会と町民がいつでも意見交換することができる一般会議を設置しています。団体、個人グループなどからご希望があれば可能な限り対応します。是非お問い合わせください。

### (議会図書室の設置、公開)

#### 第12条

- 議会は、図書室を設置するとともに、これを議員、町民、職員の利用に供するものとする。



- 議会図書室が十分に活用されるよう、町民や職員にも開かれたものとすることを規定しています。

### (議会事務局の体制整備)

#### 第13条

- 議会は、議会及び議員の政策形成・立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化する。



- 議会、議員の政策形成、立案機能を高めるため、議会事務局の機能を強化することを規定しています。

## (議員研修の充実強化)

### 第14条

- 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図り、この条例の理念を議員に浸透させるよう努めるものとする。
- 議会は、議員研修の充実強化に当たり、調査研究に積極的に努め、その結果を議会及び議会広報等で町民に報告する。



- 議会は、議員の政策形成等の能力向上のため、議員研修の充実強化を図り、この条例の理念を議員に浸透させ、実現できるよう努めること規定しています。
- 議会は、議員研修の充実強化に当たり、調査研究を積極的に行い、その結果を議会及び議会広報等で町民に報告することを規定しています。

## (議会広報の充実)

### 第15条

- 議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に町民に対して周知するよう努めるものとする。
- 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。



- 議会の広報活動は、町民に係る重要な情報(論点、争点)を議会の視点(行政を擁護せず)から、町民に周知することを規定しています。
- 情報技術の発達に合わせ、様々な広報手段の活用により、町民が議会や町政に関心を持つよう広報活動することを規定しています。

### 与那原町議会HP(ホームページ)のご案内

与那原町議会ではHPを開設し、議会の情報を公開しています。議会日程や開催後の結果(議決結果)、会議録のほか、議員の政務活動費収支報告や議会だよりなども掲載しています。是非ご覧ください。

▼アドレスはこちら▼

<http://www.town.yonabaru.okinawa.jp/gikai/index.html>

### 議会傍聴のご案内

議会の本会議は公開が原則となっており、どなたでも傍聴することができます。議員の活動を直接見ることのできる最も身近な方法です。ぜひ傍聴に足をお運びください。

※日程については、HPをご覧いただくか議会事務局までお問い合わせください。

### 本会議の開催場所▶役場本庁舎2F 議場



#### 傍聬方法

通常、本会議は午前10時から開かれます。傍聬を希望される方は、議場へ入場後、出入口付近に設置してある「傍聬人名簿」に氏名、住所、年齢をご記入の上、ご着席ください。

◀ 傍聬人席(議場内)

## 第8章 議員の身分・待遇、政治倫理

### (議員定数及び議員報酬)

#### 第16条

- 議員定数及び議員報酬は、別に条例で定める。
- 議員定数及び議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等について町民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。
- 議員定数及び議員報酬の改正に当たっては、法律第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除くほか、改正理由の説明を付して議員が提案するものとする。



- 議員定数及び議員報酬は、別に条例で定めることを規定しています。
- 議員定数及び議員報酬の改正は、行財政改革の側面だけでなく町政の現状や将来展望等を踏まえて総合的に検討するとともに、参考人制度や公聴会制度を活用して住民の代表である議員の活動の評価について聴取することを規定しています。
- 条例改正案は、町民による直接請求について担保し、それ以外については必ず議員が提案することを規定しています。

#### 議員報酬の改定

与那原町議会では基本条例に基づき、平成28年第1回臨時会(平成28年2月8日開催)にて議員報酬の増額改定案(議員報酬及び費用弁償等に関する条例)を可決しました。改定に至るまでの間、議会において議員報酬等調査特別委員会を立ち上げ、約10か月にわたり議論を重ね、最終的に、有識者で構成される与那原町特別職報酬等審議会の審議を経て結論を出しました。

改定前	役職	報酬額	改定後	役職	報酬額
	議長	276,000円		議長	303,000円
	副議長	230,000円		副議長	257,000円
	常任委員長	222,000円		常任委員長	249,000円
	議会運営委員長	222,000円		議会運営委員長	249,000円
	議員	215,000円		議員	242,000円

(平成27年10月時点)

(平成28年4月1日以降)

※改定の経緯、理由などの詳しい内容は、議会だより110号(平成28年6月号)に掲載しています。議会HPにて議会だよりをご覧いただけます。

#### 近隣市町の報酬等一覧

市町名	人口(人)	議員定数(人)	報酬月額(円)				期末手当支給率
			議長	副議長	常任委員長	議員	
与那原町	19,166	14	303,000	257,000	249,000	242,000	315/100
南風原町	37,679	16	300,000	250,000	242,000	233,000	315/100
八重瀬町	30,313	16	310,000	254,000	243,000	234,000	315/100
西原町	35,121	19	318,000	266,000	253,000	243,000	315/100
南城市	43,151	20	378,000	338,000	317,000	309,000	315/100

※各数値は平成28年9月末時点のもの

### (議員の政治倫理)

#### 第17条

- 議員は、町民の負託にこたえるため、高い倫理義務が課せられていることを常に自覚し、町民の代表者として良心と責任感を持って、議員としての品格と見識を養うよう努めなければならない。



- 議員は、倫理性を自覚した上で、議員としての影響力を不正に行使するなど、町民の疑惑を招くことのないよう行動することを規定しています。

# 第9章 最高規範性及び見直しの手続き

## (最高規範性)

### 第18条

- この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例に違反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。



- 議会運営における最高規範であることを規定しています。

## (議会及び議員の責務)

### 第19条

- 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。



- 議員は、この条例及びこの条例に基づき制定された条例、規則等を遵守して議会を運営し、町民の代表としての責任を果たすことを規定しています。

## (見直し手続き)

### 第20条

- 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。
- 議会は、前項による検討の結果、条例、規則、規程等の改正が必要な場合は、この条例の改正を含む適切な措置を講ずるものとする。
- 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。



- 4年ごとの一般選挙によって議員が入れ替わる任期開始時点において、この条例の目的が達成されているかを議会運営委員会で検討することを規定しています。
- 検討の結果、制度の改善が必要となった場合は、条例改正等の措置を講じることを規定しています。
- 町民への説明責任を果たすため、条例改正等の理由、背景を本会議において説明することを規定しています。

## (委任)

### 第21条

- この条例に定めるもののほか、必要な事項については、議会運営委員会が別に定める。



- この条例以外の必要事項については、議会運営委員会で定めることを規定しています。

## 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

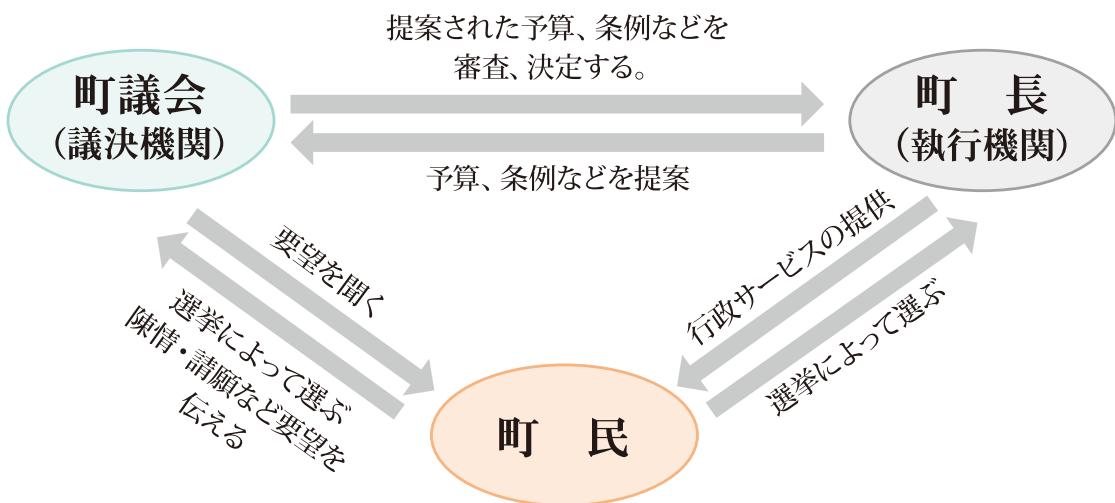
## 用語解説

ページ	用語	説明
20	議会報告会	議会基本条例の規定に基づき、議会が主催して開催するもので、議会活動などについて議員が直接町民の皆さんに説明し、意見交換を行うものです。
	質問	議案に関係なく、町政全般について町執行部の考え方や方針を聞くことです。
	合議制	複数人による協議により、話し合いで物事を決定することです。
	独任制	一人の者によって物事を決定することです。
22	委員会	本会議での審議を効率的に行うために、議案を少人数の議員で専門的・能率的に審査するための機関です。常任委員会（常設の委員会）、議会運営委員会及び特別委員会があります。
	公聴会制度	議会が重要な議案等について判断・決定する場合に、広く利害関係者、学識経験者等の意見を聴くために、本会議又は委員会において開催するものです
	参考人制度	参考人制度とは、町の事務に関する調査・審査のため必要がある場合に、学識経験者等の出頭を求め、本会議又は委員会において意見を聴取する制度をいいます。公聴会に比べて簡便な手続で意見を聴取することができます。
	請願	議会へ実情を訴えて、善処してくれるよう要請すること。議員の紹介が必要です。
23	陳情	請願と同じですが、議員の紹介がないものが陳情となります。
	一問一答方式	質問において、納得いくまで質問、答弁を繰り返す方式です。議案の審議を十分に深めることができるほか、傍聴人にも質問の論点、争点がわかりやすい方式です。
	質疑	議案について、不明確な点や詳しく知りたい点を聞くことです。
25	政務活動費	議員の調査研究その他の活動に必要な経費の一部として、議員報酬とは別に支給されるものです。

## 町議会の役割と仕組み

町民の代表として選挙により選ばれ、町民に代わって町政の運営を行うのが「町議会議員」と「町長」です。町議会は議員で構成され、町政を進めるうえでの町の意思を決定したり、町政が正しく運営されているかチェックをする機関です。町の議決機関もしくは意思決定機関といいます。

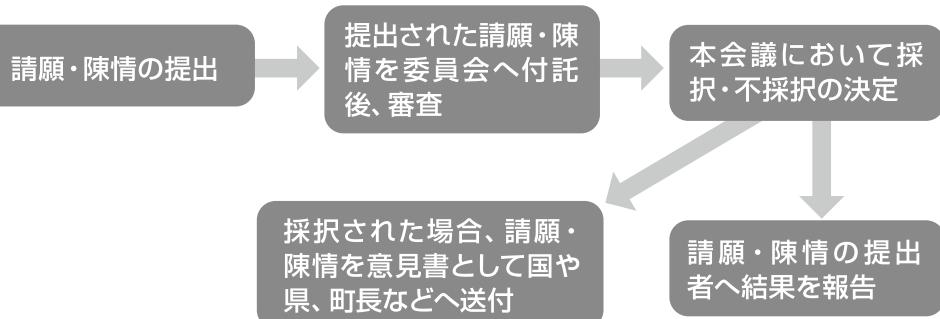
一方、町議会で決定したことを実行していくのが町長、教育委員会などで、執行機関といいます。



町議会と町長との関係性、役割を示したのが上の図です。町議会と町長は、共に町民を直接代表する機関であると共に、対等の立場にあり、町政について議論しながら町民生活の向上に努めています。

### 議会への要請(請願・陳情)

町政に対して、町民は要望や希望を直接反映させるための方法として、誰でも請願や陳情を議会に提出することができます。提出された請願・陳情は受理されたのち、定例会において、所管の委員会に付託・審査されます。その後、審査報告書として議長に提出され、本会議にて表決を行います。また、提出者には審議結果(継続審査を除く)を通知しています。



※提出方法については、議会HPをご覧いただくな議会事務局までお問い合わせください。

# 中学生、職場体験にて議会について学ぶ

総合学習の一環として、与那原中学校生徒による職場体験が行われ、同中学校2年生の崎原結斗君が11月16日(水)、17日(木)の2日間にわたり議会事務局にて議会について学び、仕事に携わりました。崎原君は8月5日(金)に行われた「第5回子ども議会」へ子ども議会議員として参加していることから、議会について学びたいという本人の希望もあって今回の職場体験に至りました。



議長講話に真剣に耳を傾ける崎原君

## 職場体験にのぞむ上での気持ち

与那原中学校2年 崎原結斗

職場体験では、社会に出て働くことの大切さ、そして「働く」とはどのようなことなのかを学びたい。また、将来の夢は沖縄のいろいろな課題や問題を解決し、県民が平和に暮らせる町の作れるような県議会議員になりたい。そのために議員の方がどのような仕事を行うのかなどを学び、今回の体験を通して将来に活かしていきたい。

※表現のみ若干の修正を行っています。

## 識名議長との講話

まず11月16日(水)は、識名議長の講話から始まり、議会だよりの編集作業の一環として、一般質問や議案紹介の記事に使用する写真を撮影するため、事務局職員と共に町内各地を回りました。この日は議会だより112号(平成28年12月号)へ掲載する写真として、コスモス保育園、軽便駅舎など計13か所を回り、撮影しました。

★ 崎原君が実際に撮影した写真の何点かを掲載しています。



講師の方に促され、自己紹介をする崎原君

## 崎原君議会広報研修会へ参加

11月17日(木)は、議会広報研修会(沖縄県町村議會議長会主催)へ広報委員と共に参加し、議会だよりの果たす役割や、読み手にわかりやすく伝えるための技術などを学びました。また、特別に参加者の前で意見を述べる機会を得ることもできました。

講師の方によると、全国的にも中学生がこのような研修に参加するのは初めての事例かもしれないということで、崎原君にとっても非常に貴重な体験になったことだと思います。

## 職場体験を終えての感想

先日は職場体験にうかがった際は、お忙しい中、大変お世話になりました。ありがとうございました。職場体験で色々な貴重な体験をさせていただき、とても光栄です。また、議会だよりの文章や写真などのしくみを知ることができ、議長講話では将来のことや与那原町のことなど、たくさんお話を聞くことができ、とても嬉しく思いました。識名議長の「人にはやさしく、自分には厳しく」という言葉を忘れず今後過ごしていきます。

2日目の研修では多くの議員さんにお世話になり、自分の意見を発表できた良い機会をいただくことができ感謝いたします。たくさんのことを勉強させていただきました。これを機に与那原町議会議員という夢も一つ持つことができました。



崎原結斗くん

※挨拶文を除き、原文のまま掲載しています。